全警協発第29号

令和7年2月18日

協会長　各位

（一社）全国警備業協会

専務理事　黒木　慶英

令和７年4月から適用する建築保全業務労務単価の公表について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る2月14日、みだしの件につきまして、国土交通省官庁営繕部計画課から「別添1」のとおり公表されました

今回の公表結果をみますと、「警備員A（施設1級合格警備員）」については前年度対比で全国平均8.2％のプラス、「警備員B（施設2級合格警備員）」は8.3％のプラス、「警備員C（一般警備員）」についても8.2％のプラスとそれぞれ上がり幅が上昇しております。

なお、別添1の「令和7年度建築保全業務労務単価について」1-（6）留意事項において、「業務内容が通常と異なる場合で、本単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合を含む）は、当該保全業務の内容に応じて適正に積算する。」と明記されており、事情による単価が容認されております。

今回の調査結果により算出された単価は、あくまで国の建築物に関する契約に限られておりますが、その他の施設警備、更にはその他の警備業務の契約料金にも影響を及ぼさないとも言い切れません。

つきましては、この労務単価の上昇を継続し、喫緊の課題である警備員の賃金アップや福利厚生をはじめとする警備員の処遇改善のために、最近の労働市場の実勢価格・賃金を適切に反映し、更なる適正な警備料金の確保に向けて、今後、より一層、関係機関及び取引企業等に強く働きかけるとともに、引き続き業界を挙げて労務費調査に対し適正に臨み、労務単価向上への努力を続ける必要があるものと考えます。

国内では、内閣官房及び公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表した令和５年11月以降、あらゆる業界で価格転嫁が進められており、警備業界においても、昨年６月に閣議決定した、経済財政運営と改革の基本方針2024「骨太方針」において、警備業での賃上げや価格転嫁の促進が明記されるなど風向きは良くなっており、難しいと言われていた労務費の価格転嫁に一定の理解が示されるようになっております。

3月は「価格交渉促進月間」となっておりますので、適正な警備料金の確保に向けて、全警協において警備業者の皆様が各社でコスト上昇分を警備料金に反映することにより従業員の賃上げを実現できるよう作成した「『警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて』リーフレット」、警備業の請負契約をするうえで、発注者との間で適正料金による適正取引を行うため、警備料金を算出するための参考情報とするため作成した「警備料金の基礎知識」等をご活用いただきますようお願い申し上げます。

全警協では、今後も労務単価問題とともに適正な警備料金の確保、警備員の処遇改善等に向け、各県協会への支援を積極的に行っていく方針でありますので、各協会におかれましても、これら問題の重要性をご理解のうえ、更なる労務単価向上へ向けた積極的な取組みを続けていただきますようお願い申し上げます。

加えて、現在政府では、新しい資本主義の考え方に基づき、成長と分配の好循環の形成に取組んでおり、その一環として、社会全体で賃上げの気運が高まっております。警備業界といたしましても、警備員を確保していくためには処遇の改善は必要不可欠であるとの観点から、このたびの労務単価の上昇を活かして、かねてよりの業界の課題である警備員の賃金アップについても、それぞれの収益基盤に応じて、可能な限り推し進めて頂くようお願い申し上げるところです。こうした考え方を管内加盟員にご周知賜れば幸いです。

なお、国土交通省監修の「建築保全業務積算基準及び同解説」において、建築保全業務労務単価を基準とした警備料金の積算方法が掲載されておりますので、併せてお送りいたします。本積算方法につきましては、あくまで国の建築物に関する契約をする際の基準として掲載されているものでありますが、地方公共団体や民間の施設警備対象施設にも参考とされることがありますので申し添えます。

謹白

＜参考資料＞

「別添2-1」令和6年度との比較表（建築保全業務労務単価）

「別添2-2」平成24年度以降の労務単価の推移

（交通誘導警備労務単価との比較）